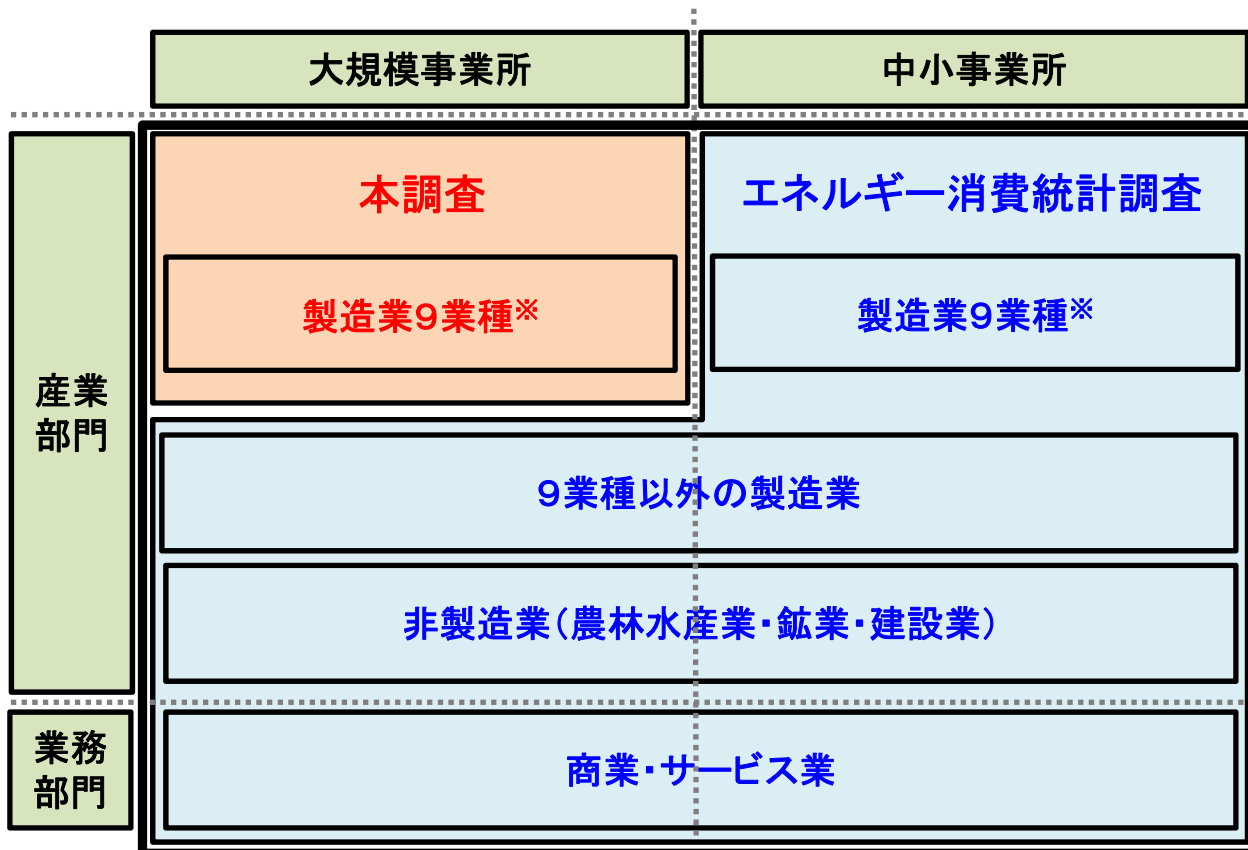


本調査とエネルギー消費統計調査の把握範囲について



※製造業9業種とは以下の業種

- ①パルプ・紙工業 ②化学工業 ③化学繊維工業 ④石油製品工業 ⑤窯業製品及び土石製品工業
 ⑥ガラス製品工業 ⑦鉄鋼業 ⑧非鉄金属工業 ⑨機械工業

<参考>エネルギー消費統計調査について

○調査の目的

我が国の産業部門・業務部門におけるエネルギー消費実態を産業別・都道府県別に把握し、エネルギー・環境政策の企画・立案を図るための基礎資料を得ることを目的として、平成20年から実施

○調査の期日

調査実施年の前年4月1日から調査実施年の3月末日

○結果の公表

調査実施年の翌年3月末

○経済産業省特定業種石油等消費統計で対象としていない分野(民生部門、中小製造業等)について、業種横断的にエネルギー消費の構造を把握可能とする統計調査としてエネルギー消費統計調査(一般統計)を平成20年に開始。17年及び18年に試験調査、19年に予備調査を実施し、20年に本調査を開始

○対象は約18万事業所

○平成17年の試験調査時より民間委託にて調査を実施

エネルギー需給に関する統計等について

	調査名	調査の目的	調査開始年	対象事業所	対象数	調査時期	調査期日	周期	備考
1	【基幹統計】 石油製品需給動態統計調査 (資源エネルギー庁)	石油製品の需給の実態を明らかにすること	昭和27年 (1952年)	石油製品の全国の製造業者、輸入業者若しくは特定石油販売業者又は原油受入業者に属する事業所であって、石油製品を輸入若しくは販売するもの又は輸入された原油若しくは国内で生産された原油を直接受け入れるもの	約340事業所	毎月	毎月末日現在	月	実施課室: 資源・燃料部政策課
2	【基幹統計】 ガス事業生産動態統計調査 (資源エネルギー庁)	ガス事業の生産の実態を明確にし、ガス事業に関する基礎資料とする	昭和26年 (1951年)	ガス事業法に規定する一般ガス事業者、ガス導管事業者及び大口ガス事業者	約8000	毎月及び毎四半期(金額調査のみ)	毎月末日現在	月	実施課室: 電力・ガス事業部ガス市場整備課
3	【基幹統計】 経済産業省特定業種石油等消費統計調査 (調査統計グループ)	工業における石油等の消費の動態を明らかにし、石油等の消費に関する施策の基礎資料を得ること	昭和56年 (1981年)	エネルギー消費の大きい製造業の特定業種(パルプ・紙、化学、化学繊維、石油製品、窯業製品及び土石製品、ガラス製品、鉄鋼、非鉄金属地金、機械)の工業品を生産する(加工を含む)事業所	約1500事業所	毎月	毎月末日現在	月	実施課室: 鉱工業動態統計室
4	【基幹統計】 経済産業省生産動態統計調査 (調査統計グループ)	鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ること	昭和23年 (1948年)	鉱工業製品の生産事業所のうち、あらかじめ業種別に指定した一定規模以上の従事者を有する事業所	約17000	毎月	毎月末日現在	月	実施課室: 鉱工業動態統計室 エネルギー需給に関する調査票は、「原油及び天然ガス月報」や「石油製品月報」など
5	【一般統計】 エネルギー消費統計調査 (資源エネルギー庁)	我が国の産業部門・業務部門におけるエネルギー消費実態を産業別・都道府県別に把握し、エネルギー・環境政策の企画・立案を図るための基礎資料を得ること	平成20年 (2008年)	農業のうち耕種農業・畜産農業、電気業のうち電気事業法による一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者の発電所、ガス業のうちガス製造工場、鉄道業における鉄軌道施設、貸家業・貸間業のうち個人経営の事業所などを除く全業種の事業所	約18万事業所	毎年	調査実施年の前年4月1日から調査実施年の3月末日	年	実施課室: 長官官房総合政策課
6	【一般統計】 石油輸入調査 (資源エネルギー庁)	我が国の輸入原油について、油種、性状、供給源、輸送等の動態を把握し、行政施策並びに国際機関に対する報告に資すること	昭和51年 (1976年)	原油を輸入するすべての企業	約30企業	毎月	毎月末日現在	月	実施課室: 資源・燃料部政策課
7	【加工統計】 総合エネルギー統計 (資源エネルギー庁)	日本のエネルギー需給の概要を示し、エネルギー・環境政策の企画立案やその効果の実測・評価などに貢献するとともに、エネルギー需要に対する定量的な理解や情勢判断を支援するために策定するもの	昭和28年 (1953年)	資源エネルギー統計、石油等消費動態統計、電力調査統計、ガス事業統計等のエネルギー関係の各種一次統計等のエネルギー生産量、転換量、消費量等のデータを組み合わせて作成	-	-	-	年	実施課室: 長官官房総合政策課
8	【業務統計】 電力調査統計 (資源エネルギー庁)	我が国における経済活動及び国民生活の基盤を成す電気事業における需要実績、発電電力量及び燃料消費実績等を毎月明らかにし、我が国の電力の安定供給に資すること	昭和26年 (1951年)	電気関係報告規則に基づく手続き対象者から提出される発受電月報を集計し作成	-	-	-	月	実施課室: 電力・ガス事業部電力市場整備課 発受電月報提出対象者: 一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者 報告書の提出期限: 翌月末日

【その他】

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(「省エネ法」)」の規制の対象となる事業者から年1回提出される定期報告書等の内容を集計・評価・分析した結果を取りまとめた報告書

【業界における統計資料】

<石油連盟> 経済産業省生産動態統計調査を加工したものを掲載

<日本LPGガス協会> 月次にて需給月報として、LPGガスの需給量、生産量、国別輸入量、用途別販売量等について掲載

<電気事業連合会> 月次にて電力需要実績として電力会社10社(北海道・東北・東京・中部・北陸・関西・中国・四国・九州・沖縄)別の主に製造業における大口の販売電力量等について掲載